

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和46年3月18日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年11月7日

東大和市長 和地 仁美

記

損害賠償の額を定めることについて

件名	損害賠償額	相手方
街路樹下枝と車両 の接触による物損 事故	１９３，５１２円	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]